

## 甲斐市議会厚生環境常任委員会会議録

1. 開催日時 令和2年1月20日

2. 招集場所 甲斐市役所委員会室A

---

### 出席委員（7名）

委員長	山本英俊君	副委員長	横山洋介君
	伊藤毅君		谷口和男君
	五味武彦君		小澤重則君
	保坂芳子君		

### 欠席委員（なし）

### 傍聴議員（9名）

議長	清水正二君		加藤敬徳君
	秋山照雄君		清水和弘君
	金丸幸司君		斉藤芳夫君
	有泉庸一郎君		長谷部集君
	内藤久歳君		

---

### 説明のため出席した者の職氏名

福祉部長	・ 屋達巳君	福祉課長	齊藤一己君
障がい者 自立支援係長	堤真由美君		

---

### 職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	本田泰司	書記	長田大地
書記	中込美智子		

## 内容

- 1 地域生活支援拠点事業について（福祉課）
- 2 その他

開会 午前 9時28分

○書記（長田大地君） おはようございます。

ご参集、大変お疲れさまです。

ただいまから厚生環境常任委員会を開会いたします。

本日の委員会は、初めに副委員長より挨拶をいただきまして、引き続き副委員長の進行により進めてまいります。

それでは、次第の2、委員長挨拶、横山副委員長、よろしくお願ひいたします。

○副委員長（横山洋介君） 改めまして、おはようございます。

本日は、山本委員長がちょっとのどの調子が悪いということなので、私がかわりまして進行をさせていただきます。

また、きょうから国会が開会ということで、本委員会も本年初の委員会ということなので、さまざまな甲斐市の課題、山積しておりますが、きょうの審議も慎重審議、何とぞよろしくお願ひします。

以上になります。

ただいまの出席委員は7名でございます。定足数に達しておりますので、これより厚生環境常任委員会を開会いたします。

本日は委員外議員の傍聴を許可しますので、ご承知おきください。

質疑は、委員の質疑を受けた後に傍聴議員の質疑を受けたいと思います。傍聴議員の質疑は、さきの申し合わせのとおり会派の割り当て人数により行います。質問は1問とし、再質問は1回までとします。

念のため人数を申し上げます。創政甲斐クラブ2人、新政会1人、進和会1人、公明党1人、甲斐市民クラブ1人、颯新クラブ1人、日本共産党甲斐市議団1人となります。

---

○副委員長（横山洋介君） それでは、これより次第3の内容に入ります。

初めに、（1）地域生活支援拠点事業について、担当より説明を求めます。

齊藤福祉課長。

○福祉課長（齊藤一己君） 改めまして、おはようございます。よろしくお願いたします。

それでは、福祉課から、新規事業として実施いたします甲斐市地域生活支援拠点事業についてご説明いたします。

資料1ページをごらんください。

まず目的ですが、障がい者の重度化及び高齢化並びに親亡き後を見据え、居住支援のための機能を地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がい者及び障がい児が住みなれた地域で安心して暮らしていけるよう、さまざまな支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築するため、障がい者等の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の整備を図り、事業を実施するものです。

次に、計画における位置づけですが、国の基本指針では、一覧で示す5つの機能を備えた地域生活支援拠点を令和2年度末までに市町村、または圏域に整備することが示されており、本市においても甲斐市第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画へ令和2年度末までに整備をすることと定めております。

また、国が示す必要な5つの機能ですが、1つ目は相談で、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握した上で、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談、その他必要な支援を行う機能。2つ目は、緊急時の受け入れ対応で、短期入所を活用した常時の緊急受け入れ態勢等を確保した上で、介護者の急病や障がい者等の状態変化などの緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能。3つ目は、体験の機会・場で、地域移行支援や親元からの自立等に当たり、共同生活援助等の障がい福祉サービスの利用やひとり暮らしの体験の機会・場を提供する機能。4つ目は、専門的人材の確保・養成で、医療的ケアが必要な障がい者や行動障がいを有する障がい者など、高齢化に伴い重度化した障がい者等に対して専門的な対応を行うことができる体制の確保や専門的な対応ができる人材の養成を行う機能。5つ目は、地域の体制づくりで、基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援、一般相談支援等を活用してコーディネーターを配置し、地域のさまざまなニーズに対応できるサービス提供体制の確保や地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能となっています。

次に、整備手法ですが、国は、拠点等の機能強化を図るため、拠点事業の整備手法として、多機能拠点整備型と面的整備型の2種を挙げており、多機能拠点整備型は5つの機能を集約し、核となる拠点施設を整備する手法、また、面的整備型は地域における複数の機関が分担して機能を担う体制で整備する手法とされており、本市では、本市の障がい者基幹相談支援

センターや市内の障がい福祉事業所を中心に、複数の機関が持つそれぞれの機能を有効活用した面的整備型の手法を用いることとしています。

2ページをごらんください。

次に、拠点整備に向けた市の取り組みですが、これまでの取り組み状況としまして、本市では平成29年度に甲斐市地域自立支援協議会に本事業の整備に向けたプロジェクトチームを設立し、各年度において協議検討を重ねてきた結果、平成30年度では、先ほど計画における位置づけでもご説明いたしました本市の第5期障がい福祉計画の成果目標として設定するとともに、今年度は本事業の実施要綱を制定いたしました。

また、これまで協議検討してきました甲斐市における拠点の機能としましては、国が示す5つの機能を踏まえ、1つ目の相談では、甲斐市障がい者基幹相談支援センターが中心となり、福祉課及び計画相談員と連携し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや親亡き後を見据えた相談等、その他必要な支援を行うこととします。

2つ目の緊急時の受け入れ対応では、緊急時調査票を個人ごとに作成し、なれた場所などでの受け入れの確保や空室の事業所など、受け入れ事業所の対応を甲斐市障がい者基幹相談支援センター等が行うとともに、宿泊を伴わない緊急等の対応が可能となるよう、本市独自に日中一時支援事業の内容を見直し、サービスの拡充を図ることといたします。

3つ目の体験の機会・場では、サービス等利用計画書に体験のニーズを記載し、短期入所、グループホームなど、緊急時を見据えた計画的な利用を促進していくことといたします。

4つ目の専門的人材の確保・養成では、さまざまな分野において、県などの研修などを活用しながら、個々の障がいに適した専門的人材の確保・養成を行っていくことといたします。

5つ目の地域の体制づくりでは、自立支援協議会を中心に連携強化を図り、地域の課題やニーズを把握し、課題解決に向けた協議を行っていくとともに、個別支援についても多くの支援者が連携し、支援が困難にならないような仕組みづくりを目指すことといたします。

最後になりますが、事業開始までの流れといたしましては、事業実施要綱の制定をもちまして、来月から障がい福祉事業所を対象に本事業の説明会を開催し、事業所登録申請の受け付けを開始いたします。この際、四角の枠で囲んだ中にも記載いたしましたが、本事業で実施する地域生活支援拠点の機能を担う事業所は、登録申請を行うに当たり、事業所の運営規定に拠点を担う事業所として各種機能を実施することを規定する必要があります。

この運営規定は、事業所にとりまして、定款とあわせ、事業の目的や運営の方針、定員など、重要な事項を内容とする規定で、事業所の基本的かつ重要な事項を事業所の内外へ示すもので、内容を変更する場合は、理事会の承認を得て手続を行う必要があるものです。

このことから、市では登録申請の受け付けをする際、運営規定の写しを添付してもらい、地域生活支援拠点の機能を担う内容が規定されているか確認をした上で、本市の地域生活支援拠点の事業所として登録することとし、登録決定後に事業を開始する方針としております。

以上が甲斐市地域生活支援拠点事業の説明となります。よろしく願いいたします。

○副委員長（横山洋介君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

ここで委員並びに職員各位に申し上げます。

質問は一問一答とし、また、質問・答弁は簡潔・明瞭にさせていただきますようお願い申し上げます。

それでは、委員の説明に対する質疑を行います。

質疑等がございましたらお願いします。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） ここでありますように、私も質問をしたんですけれども、80、50の問題、高齢者の親と障がい者の子供さんという、そういうのも結構深刻化しているというんですが。これ市内の状況というのは、何世帯ぐらいこういった状況にある世帯がありますでしょうか。

○副委員長（横山洋介君） 齊藤課長。

○福祉課長（齊藤一己君） 代表質問のときにもちよっとお聞きがあったかと思うんですけれども、甲斐市のほうで、俗に言う老障介護と呼べる状況につきましては、現在、在宅でサービス利用を受けている26世帯が対象になるかというふうに見ております。

○副委員長（横山洋介君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） そういった世帯の方の中で、今後心配だ、どうしたらいいだろうというような相談件数というのは、年間どんなふうになって、推移の状況とかあればお伺いしたいと思います。

○副委員長（横山洋介君） 齊藤課長。

○福祉課長（齊藤一己君） 大体年間に10世帯前後の方がご相談に来られるということで、今、委員のほうからご質問のありました親亡き後の生活についての相談内容が一番多い内容

になっております。

○副委員長（横山洋介君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） こういったことを専門にやっているNPOとかという方もかなり相談所なんかをやっているらしいんですけども、漠然とした不安というのを話したい、自分も何が本当に一番心配なのか、お金のことからがいろいろあるけれども、そういったことを相談する中でだんだん自分の課題というのが見えてきたりするというので、そうすると、今お聞きした中では、相談基幹センター、それなのかなという感じがするんですが、そこはどうでしょうか。

○副委員長（横山洋介君） 齊藤課長。

○福祉課長（齊藤一己君） 親亡き後を見据えた場合、親御さんが一番心配になるのが亡くなった後の住まいの環境はどうなってしまうのかとか、利用できる福祉サービスはあるのかとか、あとはご自身の資産、そういったものがどういったふうに活用してもらえるのかというようなところが大きな課題になってくるかと思えます。

全国的に見ますと、行政書士とかファイナンシャルプランナーがネットワークなどを構築してやっている親亡き後相談室というのものもあるようですが、まだ県内のほうにはちょっとそういったものがございません。いずれそういった内容の相談先というのは、自治体の福祉関係、もしくは社会福祉法人のサービスの利用できる場所とか、あとは資産運用される専門のところになると思いますが、後先になるにしましても、甲斐市の場合であれば基幹相談支援センター、もしくは福祉課と、あと計画相談員等が連携をしまして、個々に合った内容をご紹介させていただきたいというふうに思っております。

○副委員長（横山洋介君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 国のほうでこの5番目の地域の体制づくりの中にコーディネーターの配置というのがございます。できればですね、この親亡き後相談というのを、相談機関センターもいろんなものをとにかく、ひきこもりから発達支援から、もういろんなもの、ありとあらゆるものを受けております。その仕事というのはそれでいいと思うんですが、できればこういったコーディネーターというのを専門に1人雇っていただけるというふうな、具体的なこういう何かがあると、非常に親御さんたちが安心すると思うんですが、その辺はどうでしょうか。

○副委員長（横山洋介君） 齊藤課長。

○福祉課長（齊藤一己君） おっしゃるとおり、今後はこのコーディネーターというのが多く

なっていくことが望ましいとは思っております。現在は、甲斐市の基幹相談支援センターの相談員が研修等を受けまして、コーディネーターの役割を担うということになっておりますが、付随しまして、障がい者の場合、必ず計画相談というのをサービスを利用する以上は作成しなければなりませんので、一番その内容を把握しているのが計画相談員というふうに思いますので、あと福祉課のほうでも訪問調査等を行って、障がい者の状況を把握しておりますので、その3者がコーディネーター的な役割を担って当面の間はやっていくようになるかと思えます。

○副委員長（横山洋介君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） そうしますと、今回の令和2年度内につくる、この甲斐市地域生活支援拠点事業というのは、今も、現在もやっているけれども、これがどんなふうには実際には使えやすくなったり、どこが変わっていくのかということは、どういうことなんでしょうか。事業所のあれでしょうか。

○副委員長（横山洋介君） 齊藤課長。

○福祉課長（齊藤一己君） これまでも緊急の際の対応というのはございました。その場合は福祉課のほうに昼夜問わず連絡が来るような形になっておりましたが、今回はこういった形で機能を確立することによりまして、どこがどういった内容を担うのかということが明確になってまいります。

いずれにいたしましても、先ほどから申しましているとおおり、障がい者の基幹相談支援センターと福祉課と、それから計画相談員が一对となってサービス対応をさせていただくということで、1番は緊急時、親が倒れてしまったとか、そういったときの対応をどうするのか。

また、今まではサービスがなかったんですが、親亡き後を見据えまして、障がいを持った方がご自宅以外のところでも生活できるようにするための予行練習というか、そういったものを各事業所のご協力をいただいて、例えば短期入所で何日間か泊まって、そういった環境になれてもらうとか、そういったところを見据えてやっていくのが今回の拠点の内容になってくるかと思えます。

○副委員長（横山洋介君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） そうすると、ショートステイとかもやっていけるようになるということで、これは前進しているということだと思います。

それから、もう1点お聞きしたいんですけども、他県では、障がい者の本人と、それから高齢になった親御さんが両方一緒に住めるような有料老人ホームもあるというふうに聞いて

ておりますが、この辺の計画というか、要請というか、何かそういったことは考えていますか、甲斐市としては。

○副委員長（横山洋介君） 齊藤課長。

○福祉課長（齊藤一己君） 現在、市で何かを計画しているかといいましたら、それについてはちょっと計画はいたしておりません。ですので、先ほど申し上げましたとおり、障がいをお持ちの方が住みなれた居宅以外でも生活しやすいようになるようにということで、短期入所の認定を受けている事業所等の協力を得て、そういった生活の変化に対応できるような環境を整えていきたいなというふうに思っております。

○副委員長（横山洋介君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 恐らくこういうことをやる事業所もなかなかいないと思うんですが、国でこういうものを示した以上、できればそういったことを、これから有料老人ホームをやる事業所が出た場合に、こういったことも、それから今ある事業所の中にも、障がい者の子供さんも一緒に受け入れてもらえるようなことも要請していくとか、そういったことも大事なんじゃないかなと思いますので、その点また検討いただきたいと思います。

以上です。

○副委員長（横山洋介君） 答弁は大丈夫ですか。

○委員（保坂芳子君） いただきます。

○副委員長（横山洋介君） 齊藤課長。

○福祉課長（齊藤一己君） そういったものも大切だと思いますので、状況を見ながら、また、検討できる部分については検討させていただきたいというふうに思っております。

○副委員長（横山洋介君） そのほか。

五味委員。

○委員（五味武彦君） 基本的なことなんだけれども、今まで甲斐市でやっているものを体系的にまとめて拠点事業にしようということだと思うんですけれども、国からの整備指示、資本ということですね。ということは、この事業に対して国から、もしくは県の財政的な支援、人的、財政的な面、これについては、裏ではそういう考え方があるんですかね。

こういうことをやることによって、いや、こういう助成金が出るよとかいうことがあろうかと思うんですよ。ただ、先進的な面でつくりなさいというだけではないと思うんですよ。

この辺をちょっとお伺いしたいと思うんですが。

○副委員長（横山洋介君） 齊藤課長。

○福祉課長（齊藤一己君） おっしゃるとおり、この事業は、今まで各事業所も緊急時等についてはボランティア的にやっているというようなところもございましたので、今後はこれが位置づけられることによって、国のほうから加算がつけられるということで、金額的なものはお示しがされております。それですので、それを利用した場合につきましては、通常の国2分の1、県4分の1ということで補助の対象になります。

また、人的な補償につきましては、特段何かがあるからということで国から配置をされるということとはございませんが、例えばですけれども、基幹相談支援センター等で、もし人的な配置を見越すようなことがあれば、これまでも補助対象にはなっていたんですけれども、この事業自体での補助対象ということで、人件費のほうが充てられるようになるかと思えます。

○副委員長（横山洋介君） 五味委員。

○委員（五味武彦君） そうしますと、一番最後のページですね、事業所の登録を決定するということについては、決定したところについては、そういうメリットがあるということでしょうか。

○副委員長（横山洋介君） 齊藤課長。

○福祉課長（齊藤一己君） おっしゃるとおりです。その事業の登録をうちのほうでさせていただいて、事業を実施した場合につきましては、国のほうが示させていただいている加算をつけさせていただくと。

あと、先ほどちょっとご説明の中でも言いましたけれども、2番目の緊急時の受け入れ対応の2つ目の箇条書きのところにあります宿泊を伴わない緊急等のための日中一時支援事業の内容の見直しを行うという、これは、見直しは今回、甲斐市独自で行わせていただきました。先ほどご説明させていただきました短期入所というのは、泊まりが伴うものになるんですね。ただ、親御さんの状況におきましては、泊まりではなく、例えば夕方6時から10時くらいまでちょっと見てもらいたいとか、早朝、緊急の用があったから見てもらいたいということがあると思いますが、ある程度、緊急の要件は定義づけをしなければならないとは思っておりますけれども、そのような場合に、甲斐市独自でサービスの利用料を定めさせていただいて、その分、柔軟的に対応できるような形をとりたいと思っております。

○副委員長（横山洋介君） 五味委員。

○委員（五味武彦君） これが策定した後、拠点事業の検証とかいうふうな形はどういう、委員会とかあろうかと思うんです、協議会とか。その辺は、検証というのはどういう格好にな

るんですか。

○副委員長（横山洋介君） 齊藤課長。

○福祉課長（齊藤一己君） これは平成29年から甲斐市地域自立支援協議会というところの中で協議を検討してまいりましたので、その中で利用状況とか、そういったものはご報告させていただきたいというふうに思っております。その中で、新たにもう少し事業を見直ししなければならないところとか、こういったところがニーズが多いというようなお声があれば、またそこら辺は検討させていただきたいと思っております。

○委員（五味武彦君） 以上です。

○副委員長（横山洋介君） そのほか質疑ございませんか。よろしいですね。

〔発言する者なし〕

○副委員長（横山洋介君） なければ、続いて傍聴議員の質疑を許します。

質疑ございませんか。

内藤議員。

○議員（内藤久歳君） 計画における位置づけというところで5つあるんですけども、これが国が示す必要な5つということに関して、2ページの甲斐市における拠点事業という、この違いというか、この辺のところは、国がやるということに関して市がどの程度中身を変えてやっていくか、その辺のところは全体的にどんなぐあいになっているか。

○副委員長（横山洋介君） 齊藤課長。

○福祉課長（齊藤一己君） 大きな違いというのは、先ほどご説明させていただきました2つ目の緊急時の受け入れ対応のところ、国が定めている以上にサービスを拡充したいということで、甲斐市独自の見直しをしたのが箇条書きの2つ目の内容になります。ですので、それ以外は国のほうで示していただいた機能を踏まえての内容ですので、それほど大差のないものだというふうに思っております。

○副委員長（横山洋介君） よろしいですか。

○議員（内藤久歳君） はい。

○副委員長（横山洋介君） そのほか質疑ございませんか。

齊藤議員。

○議員（齊藤芳夫君） 長年というか、ここ3年ばかり会議をいろいろ開いて、国からの方向性が出たから、今度、市が会議の内容をもとにして、市が登録を決定する業者をどうの云々と、こういう順序になってきますよね。このプロジェクト会議という会議が何回も開催され

ている。その会議に参加しているメンバーというかね、そういう方々というのは、それなりの見識を持った人たちがやっているんだろうということだけはわかるんだけど、国からの示された方向に、ただ議論しているだけなのか。じゃ、他県、他市、他地域、あるいは先進のところはどんな取り組みをどんなふう具体的にやっている、それを資料だけじゃなくて、直接聞き取りをやったりとか、そういうところまでやっているのですか。

○副委員長（横山洋介君） 齊藤課長。

○福祉課長（齊藤一己君） こちらのほうにお示しさせていただきましたこの拠点のプロジェクトチームというのは、まず、甲斐市の障害者福祉会とか、障がい児をお持ちになられている親御さんで構成されております障がい児者の地域支援連絡会オアシスさん、あと、聴覚障害者協会とか視覚障害者協会、そのほか民生委員、社会福祉協議会、それからハローワーク、それから中北保健事務所の精神保健福祉相談員、あと、特別支援学級の中学校の先生、それからあけぼのの支援学校の進路指導の先生、それから公立の保育園というようなメンバーの方で構成をさせていただきまして、要は障がいをお持ちの方たちが生活をしていく上でどの部分が一番ネックになっているか、また、先ほどお話がありました親亡き後、何が不安視されているのかというのを協議してまいりました。

この間、県内では先進的にやっているところというのが現在ですと、峡東地区で1つ、圏域でこの会を設けたところ以外には甲府市さんがやられているようなところがございます。まだいずれも運用の段階ですので、これから本格的導入になっていくんだと思いますが、この間、甲斐市におきましてもさまざまな協議をしてまいりましたり、先進的なところの研修に行ったりして、甲斐市の場合だったらどうやったらできるのかというようなことも考えてまいりました。

それと並行しまして、甲斐市を含めます中北の圏域でも、圏域でできないかということで、担当者の会議を設けて何度かやってまいりましたが、やっぱり自治体によってちょっと温度差がありまして、なかなかうまくまとまらなかったところが正直なところなんです。ですので、甲斐市は先に、先進的に踏み込んでやっていこうということで、今回実施する運びになりました。

○副委員長（横山洋介君） 齊藤議員。

○議員（齊藤芳夫君） 実はこれは障がい者雇用ということを積極的にもう既にやっている事業所のある程度問題点がいっぱい出てきてからこれが出てきているというような形になっていると私は思っているんです。というのは、やっぱり非常に日給とか時給とかが問題になっ

ている。

とにかくできる作業をできるだけしてもらい、親に負担をなるべくかけないで自立させようというときに、国の方針、その他のいわゆる、さっき五味委員が言われたように、事業所のメリット、本人の自立の支え、それが何か異常に桁違いのような時給とか日給とかというように、現実的に何十人も雇っているところが事業がなっていないというようなことが各地に、先進地だと余計そういうことが今まで出ているという話を、私も現地の聞き取りもしたことあるんだけど、それをやっぱり今度、市が登録を決定するとここに書いてありますよね。ということは、そういう業者さんの、何ていうか、本当の後押しができるようになっていくということのための新たな方向というか、そういうことを示そうとしていることなんだろうかなと思っているんだけど、どうですか。

○副委員長（横山洋介君） 齊藤課長。

○福祉課長（齊藤一己君） 今回実施しようとしています、この地域生活支援拠点事業というのは、一番最初の目的にございますように、障がい者の重度化とか高齢化、後は、親亡き後を見据えて、本当に親が亡くなってしまったりとか、亡くなりそうだというときに、地域でどういように支えていくかということを経験した内容になっております。

それをやるに当たりまして、甲斐市の場合は、面的整備型で整備をしようということで、市内にあります各事業所のそれぞれ認可を受けている機能を活用してやっていきたいと思います。

それをやるに当たりましては、当然、市のほうも国が示した加算のお金をお支払いしたりするので、ちゃんとその法人がそのことをやるということが内外的にもお示しされているかどうかということを確認するために、ここにあります運営規定というのをですね、各法人がお持ちになっています謄本のようなものなんですけど、それを市で言う議会のようなところで承認を得て、それが理事会になるんですけども、その中で、うちの事業所は、じゃ、この今回の拠点の中の事業のこの部分をやるということが承認されれば、その運営規定というものに明記されますので、その内容をもって、市のほうは登録事業者ということで扱いをさせていただいて、実施すればそれに伴うお金をお支払いさせていただこうというふうになっております。

今、議員さんが言われますように、障がい者の雇用問題とか賃金とかというのも、また将来的にはそういったことも考えていかなければならないと思いますが、今回の場合については、親亡き後が一番の課題になるだろうということで実施する事業だというふうにご理解い

ただきたいと思います。

○副委員長（横山洋介君） そのほか質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○副委員長（横山洋介君） ないですね。

なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で地域生活支援拠点事業についてを終了します。

続いて、福祉課関係のその他を行います。

委員より福祉課関係でお聞きしたいことがありましたらお願いします。

〔発言する者なし〕

○副委員長（横山洋介君） なければ、以上で福祉課関係のその他を終了します。

引き続き次第4のその他に入ります。

委員より常任委員会関係でその他ございましたらよろしくお願いします。

〔発言する者なし〕

○副委員長（横山洋介君） ないですね。

事務局よりその他。

〔「特にありません」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（横山洋介君） ほかになければ、その他を終了いたします。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了しました。

これをもちまして、厚生環境常任委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午前10時00分